

## 地域商業販売力強化プロジェクト補助金 実施要綱

### (通則)

第1条 地域商業販売力強化プロジェクト補助金の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 エネルギー等の価格高騰の影響を受けている県内中小企業者の負担軽減を図るとともに、県民生活への支援につなげるため、中小企業者等で構成する団体が実施する消費喚起等の活動に対し助成することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「中小企業者」とは、「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- 一 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
  - 二 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
  - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- 2 この要綱において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの（会社及び個人に限る。）であって事業を営む者をいう。
- 3 この要綱において、「団体」とは、中小企業者等で構成される組織をいう。

### (補助対象事業者)

第4条 この補助金の対象となる団体は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- 一 次に掲げる全ての事項に該当する団体。
  - (1) 地域の商業・サービス業等の振興を目的とする団体であること。
  - (2) 秋田県内に主たる拠点を有する団体であり、構成する事業者の7割以上が秋田県内に拠点を有すること。ただし、構成する事業者の3割以上が大企業である場合を除く。
  - (3) 代表者及び定款等による定めがあること。
  - (4) 法人格を有しない団体にあつては、構成員である事業者が10者以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。
  - 一 国税又は地方税の滞納がある団体。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
  - 二 団体及び構成する事業者並びにこれらの役員が、暴力団等の反社会的勢力に該当又は反社会的勢力と関係を有する団体。
  - 三 年度内に申請日以前に本補助金の採択を受けている団体。
  - 四 別表1に該当する事業の振興を目的とする団体。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、秋田県内で実施する次に掲げるいずれかの事業とする。

- 一 県内消費喚起のために行うプレミアム商品券の発行又は商品・サービスの値引き等に係る事業（値引き事業）
- 二 県内消費喚起のために行う集客促進事業（集客事業）
- 三 その他、知事が必要と認める事業（その他事業）

### (補助対象経費等)

第6条 補助金の算定に係る補助対象経費、補助率、補助限度額は別表2のとおりとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てる。

### (補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年1月31日までとする。

(交付申請等)

第8条 申請団体は、補助金の交付を受けようとするときは次に掲げる書類を知事に提出するものとする。ただし、連携計画書（様式第2号）は、申請団体が2団体以上連携して申請する場合（以下、「連携申請」という。）のみ提出するものとする。

- 一 様式第1号 補助金等交付申請書
- 二 様式第2号 連携計画書
- 三 様式第3号 団体概要書兼誓約書
- 四 様式第4号 事業計画書
- 五 様式第5号 収支予算書
- 六 その他、知事が必要であると認めるもの

2 連携申請する場合、補助金に係る申請及び経理を行う代表団体を定めて申請を行う。このとき、団体概要書兼誓約書（様式第3号）については連携する全ての団体について提出するものとする。

3 前項の申請に係る連携先は、本要綱の運用期中に変更することができない。

4 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件等)

第9条 知事は、補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- 一 補助金を目的以外に使用しないこと。
- 二 次に掲げる場合は、予め知事の承認を受けること。
  - (1) 総事業費の20%を超える増減がある場合
  - (2) 補助金所要額が交付決定額を超える場合
  - (3) 補助金所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

三 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- 一 様式第7号 補助事業等変更承認申請書
- 二 様式第9号 補助事業等中止（廃止）承認申請書

3 第1項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項については、別に条件を付するものとする。

(交付決定通知等)

第10条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第6号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第8号)によるものとする。

2 知事は、前条第2項第2号による申請書を受けた場合において、申請書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業等の状況を確認し、不適當である場合を除き補助事業等中止(廃止)承認書(様式第10号)を交付するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 様式第11号 補助事業等実績報告書
- 二 様式第12号 事業実績書
- 三 様式第13号 収支精算書
- 四 様式第14号 費用明細書
- 五 その他、知事が必要あると認めるもの

2 補助事業者は、第8条第4項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項に掲げる書類を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、第12条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第2項に規定する承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、第10条の例により通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 財務規則第 258 条第 3 項及び第 4 項の規定により概算払をすることができる補助金等の限度額は交付決定額の 10 分の 10 以内とし、補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払申請書（様式第 17 号）に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 16 条 補助事業者は、第 8 条第 4 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 12 条第 1 項に掲げる書類を提出した後に、消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、返還すべき額が生じた場合には、速やかに消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 18 号）を用いて知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し当該消費税等仕入控除税額について期限を定めて返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の消費税等仕入控除税額の返納期限は、当該命令のなされた日から起算して 20 日を経過した日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第 260 条第 1 項に定める率で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の返還)

- 第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、その取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 一 補助金を他の目的に使用したとき。
  - 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
  - 三 補助事業の施行方法が不適正であるとき。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。
- 2 知事は、第 14 条の規定により確定した交付の決定額が、すでに交付した補助金の額に満たないときは、その決定額を超える部分について期限を定めて返還を命ずるものとする。
  - 3 前 2 項に規定する返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 18 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（明細表）（様式第 15 号）を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条第 1 項に定める書類に取得財産等管理台帳（明細表）（様式第 15 号）を添付しなければならない。
  - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第 19 条 財務規則第 261 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない

財産は、補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産のうち、取得原価が 50 万円以上の財産とする。ただし、当該補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

- 2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第 19 号）によるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。
  - 一 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。
  - 二 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

（調査等）

第 20 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。

（協議）

第 21 条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により、補助事業計画の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を得なければならない。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

1	農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
2	漁業（大分類Bに含まれるもの。）
3	金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
5	医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
6	以下のサービス業 (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。） (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。） (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。） (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。） (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。） (7) 宗教（中分類94に含まれるもの。） (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）

（令和5年7月改訂「日本標準産業分類」による。）

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費は、次のうち補助対象事業実施のために必要な経費とする。

補助対象経費	報償費	芸能者等の公演に対する謝金 等
	旅費	芸能者等を招聘するための交通費、宿泊費 等
	広告宣伝費	広告するための経費
	印刷製本費	プレミアム商品券等の印刷のための経費
	消耗品費	税込み単価 3 万円未満の消耗品費
	通信運搬費	ハガキ等の郵送、景品送料 等
	委託費	他の事業者へ委託するために必要な経費
	使用料及び賃借料	会場使用料、設備使用料 等
	負担金	プレミアム商品券上乗せ分の経費、値引・割引額、抽選会の景品代 等
	人件費	新たに臨時又は日雇で雇用する者の人件費
	その他知事が必要かつ適当と認める経費	
補助率	10 分の 10 以内	
補助限度額	構成する事業者数が 50 者以上の団体	500 万円
	構成する事業者数が 30 者以上 50 者未満の団体	300 万円
	構成する事業者数が 30 者未満の団体	200 万円
	連携申請する場合の補助限度額は、全団体の補助限度額を合算した額とする。	